

霧島市営プールの設置及び管理に関する条例の一部改正について

霧島市営プールの設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

令和4年2月21日提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市営プールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市営プールの設置及び管理に関する条例(平成17年霧島市条例第127号)の一部を次のように改正する。

第6条中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項を第2項とする。

別表第1から別表第3までのふれあい温泉センターの項を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(提案理由)

国分総合プール内ふれあい温泉センターを廃止するため、本条例の所要の改正をしようとするものである。